

## 後期高齢者医療保険料 特別徴収仮徴収の平準化

※平準化とは、1回あたりの保険料額をできる限り均等になるよう調整することです。

※平準化により、年間の保険料額が変わることはありません。

※法令により、4月の保険料額は前年度2月の保険料額と同額とするよう定められているため、変更できません。

### 平準化しない場合

前年度 (60,000円)					
仮徴収 (42,000円)			本徴収 (18,000円)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
14,000円	14,000円	14,000円	6,000円	6,000円	6,000円

↓

今年度 (60,000円)					
仮徴収 (18,000円)			本徴収 (42,000円)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
6,000円	6,000円	6,000円	14,000円	14,000円	14,000円

↓

次年度 (60,000円)					
仮徴収 (42,000円)			本徴収 (18,000円)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
14,000円	14,000円	14,000円	6,000円	6,000円	6,000円

仮徴収額と本徴収額の差は、1回あたり8,000円となり、毎年どちらかに負担が偏ったまま、それを繰り返すこととなります。

### 平準化した場合

前年度 (60,000円)					
仮徴収 (42,000円)			本徴収 (18,000円)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
14,000円	14,000円	14,000円	6,000円	6,000円	6,000円

**平準化**

今年度 (60,000円)					
仮徴収 (30,000円)			本徴収 (30,000円)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
6,000円	6,000円	<b>18,000円</b>	10,000円	10,000円	10,000円

↓

次年度 (60,000円)					
仮徴収 (30,000円)			本徴収 (30,000円)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

仮徴収額と本徴収額の差を調整するため、8月の仮徴収額を調整します。平準化した次年度は、大きな差が生じなくなります。